

## 公益法人 日本視能訓練士協会 役員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益法人日本視能訓練士協会（以下「本協会」という。）の定款 27 条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう
- (2) 役員は非常勤とする
- (3) 報酬等とは公益社団法人の認定法第 5 条第 13 号で定める職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 本協会は役員職務遂行の対価として報酬等を支給することができる

- 2 理事は無報酬とする
- 3 監事には総会の決議により定める総額の範囲内で年俸を支給する。
- 4 役員等が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたときには別に定める講師謝金の支払いに関する規則に基づき支給する。
- 5 役員には賞与及び退職慰労金は支給しない。

### (費用)

第4条 本協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (公表)

第5条 本協会はこの規程をもって公益社団法人認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準とし、第 2 項の規定により公表するものとする。

### (改正)

第6条 この規程の改正は理事会の議決により行うものとする。

### (補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は公益法人の認定法第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の日から施行する。

(平成 24 年 4 月 1 日施行予定)